

現行	改定
第5条（データの算定、管理） 1. 本個別サービスでは、次の各号の通り月次分のデータ（暦に従った1か月毎のデータ）を算定します。 (1) 本個別サービスへの登録が完了した日（当社が登録完了の通知を発した日。以下、同じ）が当月10日までの場合、本個別サービス登録完了後、最初に基本サービスにマニフェスト情報が登録された日（ただし、本個別サービス登録完了前に、会員が基本サービスに入会して基本サービスに当月1日以降のマニフェスト情報を登録しているときは、当月1日以降そのマニフェスト情報が登録された最初の日）から月次分のデータが集計されます。それより後の個別契約期間中の各月次分のデータは、毎月1日以降にマニフェスト情報が登録された日から毎月末日まで集計されます。 (2) 本個別サービスへの登録が完了した日が当月11日から当月末日の場合、翌月1日以降に最初に基本サービスにマニフェスト情報が登録された日から月次分データが集計されます。それより後の個別契約期間中の各月次分のデータは、毎月1日以降にマニフェスト情報が登録された日から毎月末日まで集計されます。 （新設） 2. 会員は、会員の費用と責任において、本個別サービスに登録した情報の元となる情報・データ、本個別サービスを利用して取得又は出力した情報・データの管理責任を負います。 （略）	第5条（データの算定、提供、管理） 1. 本個別サービスでは、次の各号の通り月次分のデータ（暦に従った1か月毎のデータ）を算定し、提供します。 (1) 本個別サービスへの登録が完了した日（当社が登録完了の通知を発した日。以下、同じ）が当月10日までの場合、本個別サービス登録完了後、最初に基本サービスにマニフェスト情報が登録された日（ただし、本個別サービス登録完了前に、会員が基本サービスに入会して基本サービスに当月1日以降のマニフェスト情報を登録しているときは、当月1日以降そのマニフェスト情報が登録された最初の日）から月次分のデータが集計されます。それより後の個別契約期間中の各月次分のデータは、毎月1日以降にマニフェスト情報が登録された日から毎月末日まで集計されます。 (2) 本個別サービスへの登録が完了した日が当月11日から当月末日の場合、翌月1日以降に最初に基本サービスにマニフェスト情報が登録された日から月次分データが集計されます。それより後の個別契約期間中の各月次分のデータは、毎月1日以降にマニフェスト情報が登録された日から毎月末日まで集計されます。 2. 前項における、当社から会員に対するデータの提供の方法その他詳細については、別途当社が提示する資料又は当社ホームページに記載のとおりとします。 3. 会員は、会員の費用と責任において、本個別サービスに登録した情報の元となる情報・データ、本個別サービスを利用して取得又は出力した情報・データの管理責任を負います。 （略）
第6条（初期費用・利用料等） 1. 会員は、次の各号に掲げる別途当社の定める料金（以下総称して「本利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。なお、本利用料金に係る消費税は、会員が負担します。 (1) 初期費用（本個別サービスの申込みに伴う設定登録作業に付随して発生する料金） (2) 月額利用料金（別途当社が料金表で定める基準に従い、	第6条（初期費用・利用料等） 1. 会員は、次の各号に掲げる別途当社の定める料金（以下総称して「本利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。なお、本利用料金に係る消費税は、会員が負担します。 (1) 初期費用（本個別サービスの申込みに伴う設定登録作業に付随して発生する料金） (2) 月額利用料金（別途当社が料金表で定める基準に従い、

TansoMiru 産廃利用規約新旧対照表

現行	改定
~~個別契約期間中に別途当社が定める~~各月で発生する料 金~~—~~ ~~月額利用料金には、マニフェストが発行されなかった場 合の最低料金も含まれます。~~月途中で個別契約が開始又 は終了した場合（終了等の事由を問いません）であって も、日割計算による精算を行わず、月額利用料金満額が 発生します。 2. 当社は、当社が必要と判断する場合、本利用料金の単価及び詳 細を変更することができるものとします。「TansoMiru 利用 規約」第 20 条（会員への連絡）で定めるいずれかの方法で、 本利用料金を変更する場合、法令の範囲内で、あらかじめ、 変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を会員 に通知します。 3. 会員は、次の各号に定める方法により、当社に対し、本利用料 金を支払うものとします。なお、振込手数料等は会員の負担 とします。 (1) 初期費用 本個別サービスへの登録が完了した後、初回分の月額利 用料金の支払時期に、初回分の月額利用料金の支払方法 と同様の方法により支払うものとします。 (2) 月額利用料金、その他費用 毎月末日を締め日として、当社が作成、送付した請求書に 基づいて、翌月末日までに振込む方法により支払うもの とします。 (略) 付 則 （本規約の発効） 本規約は以下のとおり、発効し、改訂されました。 発 効：2022 年 5 月 24 日 改 訂：2024 年 6 月 1 日	当社が提供したデータにおける輸送数に応じて各月で発 生する料金。月途中で個別契約が開始又は終了した場合 （終了等の事由を問いません）であっても、日割計算に よる精算を行わず、月額利用料金満額が発生します。） 2. 当社は、当社が必要と判断する場合、本利用料金の単価及び詳 細を変更することができるものとします。「TansoMiru 利用 規約」第 20 条（会員への連絡）で定めるいずれかの方法で、 本利用料金を変更する場合、法令の範囲内で、あらかじめ、 変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を会員 に通知します。 3. 会員は、次の各号に定める方法により、当社に対し、本利用料 金を支払うものとします。なお、振込手数料等は会員の負担 とします。 (1) 初期費用 本個別サービスへの登録が完了した後、初回分の月額利 用料金の支払時期に、初回分の月額利用料金の支払方法 と同様の方法により支払うものとします。 (2) 月額利用料金、その他費用 毎月末日を締め日として、当社が作成、送付した請求書に 基づいて、翌月末日までに振込む方法により支払うもの とします。 (略) 付 則 （本規約の発効） 本規約は以下のとおり、発効し、改定されました。 発 効：2022 年 5 月 24 日 改 定：2024 年 6 月 1 日 改 訂：2026 年 10 月 25 日